

## 給与所得者に対する定額減税について(改訂版)

○ 給与所得者が定額減税を受けるための源泉所得税関係申告書等

適用対象者(居住者)	定 額 減 税(注2)	
	月 次 減 税(15頁(6-1))(注1)	年 調 減 税
本人(注2)	○本人の合計所得金額の限度額なし(11頁(2-8)) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙①	○本人の合計所得金額1,805万円以下(26頁(9-1))「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙①
同一生計配偶者 (合計所得金額48万円以下)	①本人の合計所得金額900万円以下 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙① ②本人の合計所得金額900万円超(17頁(6-7)) 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」別紙②	①本人の合計所得金額1,805万円以下(22頁(8-3)) 「給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」別紙③ ※下記②【】と重複する場合は、別紙③に記載する方が便利です。 ②【本人の合計所得金額1,000万円超1,805万円以下(22頁(8-3))】 「年末調整に係る定額減税のための申告書」別紙②
扶養親族(注3)(25頁(8-10)) (合計所得金額48万円以下)	「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙①(18頁(6-10)) ※下記【】等の記載もれがあった場合、定額減税(月次減税、年調減税)及び年末調整の両方を兼ねている「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙①に記載する方が便利です。	
	○【本人が「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載もれ(特に16歳未満の扶養親族に注意)】 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」別紙②	○【同左】 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」別紙① 又は 「年末調整に係る定額減税のための申告書」別紙②

(注1) 頁の記載は、国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A(令和6年4月改訂版)」令和6年4月11日改訂のパンフレットの頁を表す。

(注2) 定額減税のうち月次減税は、本人の合計所得金額の多寡にかかわらず適用でき、年調減税の適用は、本人の合計所得金額1,805万円(給与所得のみの場合は給与収入2,000万円)以下の者に限られる。

したがって、本人の合計所得金額1,805万円(給与所得のみの場合は給与収入2,000万円)超の場合は、一旦月次減税で、本人、同一生計配偶者及び扶養親族(以下「3者」という)の控除の適用を受けていたとしても、年末調整又は確定申告で3者全員分の月次減税が追徴(精算)されることとなる。

(注3) 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も含む。

扶

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。) 記載のしかたはこちら
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	世帯主の氏名				
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの個人番号	あなたとの続柄				
		あなたの住所又は居所	(郵便番号 - )	配偶者の有無			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭30.1.1以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)					
		あなたとの続柄	生年月日			特定扶養親族(平14.1.2生~平18.1.1生)	生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)							
A 源泉控除対象配偶者(注1)					円									
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以前生)	1				円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払							
		2			円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払							
		3			円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払							
		4			円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払							
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>( )人</td> </tr> </table>	区分	該当者	一般の障害者	( )人	特別障害者	( )人	同居特別障害者	( )人	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。) (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。		異動月日及び事由	
区分	該当者													
一般の障害者	( )人													
特別障害者	( )人													
同居特別障害者	( )人													

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	1						円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

# 令和6年分 給与所得者の扶養控除等申告書

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書										
1	所轄税務署長等 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなた の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 55年1月1日	扶養主の氏名 山川 太郎	あなた の住所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 無	扶 読 む た る 給 与 に つ い て の 扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 (注1、注2) QRコード		
	練馬 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 11122334455667	あなたの個人番号 1112233445566	あなたの住所又は居所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの税額 本人					
2	主たる給与から控除を受ける 源泉控除対象配偶者(注1) 控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以降)	区分等 ヤマカワ アキコ	個人番号 あなた の税額 生年月日 21213141451516161717 55・10・5	令和6年中の所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 令和6年中に異動した場合は、異動月日を記載してください。	扶 読 む た る 給 与 に つ い て の 扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 (注1、注2) QRコード あなたの扶養親族は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除を受けるために提出する必要がある。その場合は、この申告書に扶養親族の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、学歴、障害者である旨、非居住者である旨、生計を一にする事実、住所又は居所、異動月日及び事由を記載してください。		
		1 ヤマカワ イチロウ	子 14・2・4	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1234 Kokuzei Street... USA				
		2 ヤマカワ ジロウ	子 19・5・17	0円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	東京都練馬区栄町23-7				
		3 ヤマカワ タカオ	父 20・5・8	300,000円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族					
		4 ヤマカワ トモキ	子 20・5・8	0円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族					
3	障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の2 記載についてのご留意をお願いします)		異動月日及び事由					
	他の所得者が控除を受ける扶養親族等		氏名 生年月日 住所又は居所		氏名 住所又は居所 異動月日及び事由					
4	○住民税に関する事項(この欄は、地方税法45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者経由で市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)									
	16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後)	ヤマカワ オダロウ	個人番号 あなた の税額 生年月日 5151616171781819191010 子 22・7・5	住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	令和6年中の所得の見積額 0円	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 0円		
連納手当てを有する配偶者・扶養親族		(フリガナ) 氏名	個人番号 あなた の税額 生年月日 住所又は居所	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由			

## 1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなた の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 55年1月1日	扶養主の氏名 山川 太郎	あなた の住所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 無	扶 読 む た る 給 与 に つ い て の 扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 (注1、注2) QRコード
2	練馬 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 11122334455667	あなたの個人番号 1112233445566	あなたの住所又は居所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの税額 本人			

### 1-1 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

### 1-2 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

### 1-3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

### 1-4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

## 2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号 あなた の税額 生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動した場合は、異動月日を記載してください。)
1	源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ	21213141451516161717 55・10・5	400,000円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	東京都練馬区栄町23-7
	2	1 ヤマカワ イチロウ	子 14・2・4	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1234 Kokuzei Street... USA
		2 ヤマカワ ジロウ	子 19・5・17	0円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	東京都練馬区栄町23-7
		3 ヤマカワ タカオ	父 20・5・8	300,000円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	
		4 ヤマカワ トモキ	子 20・5・8	0円	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	

### 2-1 A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和6年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限り、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和6年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず給与所得者の配偶者控除等申告書の提出が必要です。

### 2-2 B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人)

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にして、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

### 2-3 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

記載のしかたはこちら



源泉徴収に係る申告書 年末調整に係る申告書

所轄税務署長  税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号		
	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input type="checkbox"/>	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b>…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  <b>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときには、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【年末調整に係る申告書として使用】</b>…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  <b>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明・昭 大平		<input type="checkbox"/>	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

	(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1				明・平 大・令		<input type="checkbox"/>	円
2				明・平 大・令		<input type="checkbox"/>	円
3				明・平 大・令		<input type="checkbox"/>	円

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所

記載のしかたはこちら

二次元コード

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
  - 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	基礎控除の額	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)		
	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下		48万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		32万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	本人定額減税対象	

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告) ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大・昭・平 年 月 日
		非居住者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 円

○ 控除額の計算

判定	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭30.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 (①)	配偶者控除	定額減税対象	
	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)			
	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下 (③)			配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下 (④)			

区分Ⅱ (上の①～④を記載)

区分Ⅰ	区分Ⅱ												
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額))									
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円以下	
	B	32万円	26万円	26万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
	C	16万円	13万円	13万円	36万円	31万円	26万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除									

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★扶養親族等	(フリガナ) 左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者	特別障害者に該当する事実	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	明・大・昭・平・令 年 月 日		扶養親族が特別障害者 左記の者の合計所得金額(見積額)	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)						

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与と所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。